

令和3年10月15日  
食品監視安全課 HACCP 推進室  
浦上 HACCP 推進室長  
担当：土橋（内線 4203）

総合衛生管理製造過程による食品の製造又は加工の承認状況について（7，8，9月分）

標記の件について、改正前の食品衛生法第13条第1項\*に基づく総合衛生管理製造過程を経て製造することについて承認している施設数及び件数をお知らせします。

記

総合衛生管理製造過程による食品の製造又は加工の承認状況

	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り製品	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	清涼飲料水	合計
施設数	59	53	16	2	2	25	157
件数	88	76	22	2	2	39	229

（令和3年9月30日現在）

注1）承認施設として現在稼働している施設及び品目。

注2）複数の品目について承認を取得している施設は、1施設として計上している。

※「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号）により、令和2年6月1日をもって総合衛生管理製造過程承認制度（改正前の第13条及び14条）は廃止されましたが、それより前に承認・更新の手続きが完了したのものについては、その有効期間満了日までは従前のとおり取り扱います。